

宝達山麓（旧押水町域）における神社合祀・研究序説

一 宝達山に注目する意義

本稿は宝達山麓の神社合祀を課題とするが、タイトルに「研究序説」を付したように、筆者が宝達山に関して今後さらに踏み込んだ考究を行う為のスタートラインのつもりである。そこで、宝達山に注目することについて筆者が考える意義を述べる所から始める。大きく二つある。

一つ目は、宝達山麓に定着した修験について多少の記録が残っていることが報告されており、かつて宝達山を修行の場とした修験の存在が推察できること。『押水町史』（同町、一九七四年）の「中世」の第二章「押水郷と修験道」において、「時代はくだるが」（一三六頁）としつつ、嘉永五年（一八五二）の近岡家文書「高免家数人数等巨細帳」により、押水町領域において当時存在した五八社のうち、四六社が山

伏支配であったとされる。同頁の表に山伏名も上がっており、和銅寺の持宮が二三社、来光寺が七社、長学坊が一社、天竜寺が一五社とされている。また、明和四年（一七六七）の当山派山伏頭医王寺から寺社奉行への書類に、押水郷の山伏として天竜寺・和銅寺・長学坊・長鉄坊が載っているとされる（一四五頁）。

由谷 裕哉

さらに、「近世」の第三章「諸産業と社会生活」第六節「社会生活の諸相」では、同じ嘉永五年の「巨細帳」を今度は萩谷・岡部家文書として紹介し、その神社支配を説明している。それによれば、同年時点で河原の神明宮・天満宮・白山宮は来光寺の支配、北川尻の諏訪宮・若宮八幡宮、宝達の宝達山権現千速姫神社・神明宮、上田の八幡宮ほか二社、上田出の愛宕社、御館の神明宮・山王宮などは和銅寺の支配、山崎の少彦名社は氏神で薬師、大海川尻と免田の八幡宮などは山伏

天竜寺の支配、とある(四〇八頁)。一三六頁に一社を持宮とすると出る長学坊については、ここでは記載がない。

もつとも、和銅寺、来光寺、長学坊、天竜寺という四修験は、加賀藩の貞享由来や天明年間(一七八一—一八九)以前と推定される『加州能州越中寺社方並山伏等惣帳』(加越能文庫蔵)には出ない。この理由は後者の成立が貞享由来に比較的近いと推察され、一方で『押水町史』に紹介された二つの史料が一八世紀後半以降であることから、時代による変化であろうと考えられる。因みに『山伏等惣帳』に出る羽咋郡の修験は、当山派医王寺触下の宝覚院、万宝院、明宝院、岩本坊、吉祥院、三覚坊、三力坊、という七院坊である。

なお、森田平次の『能登志徴』翻刻のうち口能登に関する上巻(石川県図書館協会、一九三八年)には、貞享二年の由来書のうち上田村宝覚院についてを引用し、記載にその旨が出ないにも拘わらず、何故か「和銅寺は此山伏なる事いちじるし」と断定されている(同翻刻二三頁)。

ともあれ、『押水町史』において中世と近世の項目で重ねて紹介されるものの、「巨細帳」関連の情報(一三六頁、四〇八頁)はいずれも表の形であり、当該文書そのものの翻刻がなされなかったことが惜まれる。とはいえ、当地にお

ける近世の神社と里山伏的な修験との関わりが推察され、興味が尽きない。

二つ目として、いわゆる竹内文献との関わりによって一九三〇年代後半から主張されるようになった「モーゼの墓」と、当地との関わりがある。

これは、山口県生まれの婦人参政権運動家、著述家であった山根菊子(一八九三—一九六五、筆名「キク」)を使用する場合もある)が、モーゼは日本でも活動し、その墓が押水町(現在の宝達志水町)にある、と著書『光りは東方より』(日本と世界社、一九三七年)で主張したことに由来する。同書中で山根は、「キリストの遺言書」に記されているという「ノオト、ホオタツ、ミツツカ」云々を宝達駅周辺で探し求め、宝達山の麓「ミツ子塚」がその墓だと特定した(同書二二二—二三〇頁)。

この「キリストの遺言書」とは、富山県出身で、茨城県に本拠地を置く天津教の教祖・竹内巨磨(一九六五没)が発表した、いわゆる竹内文書に含まれるものらしい。竹内文書は『東日流外三郡誌』と並び、近年は仏教学者の末木文美土までもが参照する¹⁾戦前の偽書であり、多数の先行研究がある。

山根は敬虔なクリスチャンだったが、竹内文書お

び竹内巨磨から影響を受けた模様で、宝達山麓の「モーゼの墓」より全国的には名が知られていると思われる青森県新郷村の「キリストの墓」の発見と定位も、同書で主張されたものであった⁽²⁾。とはいえ、ほぼ同じ頃、竹内巨磨が不敬罪で逮捕されたことに伴い、聖典（竹内文書）の一部が失われたらしい⁽³⁾。そのことも影響するの、山根菊子の著作によるこうした説が、少なくとも現地で知られるようにはならなかった。

ところが、半世紀ほど後の一九八六年頃になって、この三ツ子塚古墳に竹内文書のファンが集まるようになったらしい。以下、前世紀末に文化人類学者・小林伸浩が、自らがかつて参加していた宗教真光の共同調査と比較しながら「モーゼの墓」を巡る現地の事情を紹介している⁽⁴⁾、少しだけ見ておく。

上記のような三ツ子塚古墳への関心の増大に対応し、押水町商工会が一九八九年、「モーゼクラブ」を設立し、山根菊子が認定した「モーゼの墓」を町興しに利用しようと考えたらしい。その一環として「モーゼスワイン」「モーゼスジャム」などが商品化され、商工会青年部の人は宝達山がシナイ山に似ていると云っている、などと小林は書いている。さら

に一九九一年、外部からの反響に手応えを感じた押水町が、「ふるさと創生」による助成など二億五千万円を使って三ツ子塚古墳周辺を整備し、一九九三年「伝説の森モーゼパーク」をオープンした、とされる。

小林論文の後日談を追記しておく。この「モーゼクラブ」は現在、活動停止状態にあるものの、「伝説の森」入口近くにある記帳所には、「モーゼクラブ」銘の金属製の説明板「何故モーゼの墓と云われるか？」が今も架けられている。一方で、押水町が二〇〇五年に志雄町と合併して宝達志水町となつてからは、町の公式サイトに「伝説の森モーゼパーク」のページが依然として存在するものの、押水町時代とは町興しの方途としての期待が弱まったのではないかと思われる。

以上、筆者が宝達山を巡る宗教文化に対して抱く関心の一端を記載した。続いて、石川県側旧押水町における宝達山麓の神社について概要を示す。なお、「旧押水町」と限定するのは、同山麓は石川県のかほく市、津幡町、旧志雄町、富山県の水見市および高岡市にも及ぶものの、山頂が旧押水町にあること、先にも参照した『押水町史』で修験に関する記載があったこと、「モーゼの墓」も同町域にあること、加えて石川県側の複数の登拝道が同町域にあること⁽⁵⁾、などによる。

それらを踏まえ、筆者は石川県から同町域に鎮座する神社の明細帳の複写を取り寄せた次第である。

二 宝達山麓（旧押水町域）の神社の概要：戦前から現況まで

（一）戦前まで

明治三二年（一八八九）以降の旧村で、昭和三九年（二九五四）に押水町として合併することになった五村は、北大海村（一〇大字）・北莊村（きたむら五大字）・中莊村（なかむら六大字）・末森村（四大字）・柏崎村（五大字）であった。ここに記した旧村の順序は町の南北とは関係無く、後述する石川県所蔵の神社明細帳の欄外に付されていた番号に従っている。

因みに、北大海村は旧押水町の南側でJR免田駅を含み、西は日本海に接する。北莊村は宝達山の東斜面の中山間地帯から宝達川流域までで、JR宝達駅を含む。中莊村はそのおよそ南側で、宝達川の左岸一帯。末森村はその西側で海岸近く。柏崎村は町の北側である。

ともあれ、筆者はこの範囲の神社明細帳の複写を県（今はいは新しい県立図書館にあるらしいが、当時は県庁に所蔵）から

取り寄せていたので、表1に概要を示す。なお、旧末森村字今浜の無格社若宮八幡神社および魚取神社という二社の神社明細帳が無かったため、日置謙が編んだ『石川県の研究 神社編』（同県、一九一八年、以下『神社編』と略）の二二六頁により、その両社を表に加えておく。

まず、表を作成する際に使った神社明細帳に関わる情報について。一般に神社明細帳は、明治三二年（二八七九）の「神社寺院及境外遙拝所等明細帳書式」（内務省達乙第三一〇号）に基づき、項目や用紙などが規定された公文書であり、大正三二年（一九一三）の内務省令第六号により簡略化された書式となった。宗教法人が一九五一年に施行されるまで、どちらかの書式に基づく神社明細帳が府県の公簿となつたとされる^④。

次に石川県蔵の神社明細帳については、筆者の旧稿二本に詳しく述べたように^⑤、いくつかの特徴がある。ここでは二点のみ見ておく。

一つ目。およそ以下の三種類の書式に分かれる。①明治一二年の内務省達が出た直後に提出された、明治一二、あるいは一三年などの年月が末尾に記されているもの。内務省達に指示された書式では記載年月を書くことが求められていな

表1 1910s後半頃の旧押水町域の神社・概要
 (神社明細帳および『石川県の研究 神社編』による)

社名 (○は神社合祀あり)	社格	大字	旧村 (M22以降)	記載年	明細帳欄外の 仮番号
神明社	村社	森本	北大海	M13	4
八幡神社	村社	免田		(活字)	5
八幡神社	村社	川尻		(活字)	6
諏訪神社○	村社	北川尻		(活字)	8
手速比咩神社○	村社	東間		(活字)	11
愛宕社	村社	澤川	北荘	M13	28
宝達神社○	村社	宝達		(活字)	29
金崎神社	村社	山崎		M13	30
神明社○	村社	河原		M13	31
日吉神社	村社	小川		(活字)	32
御館神社○	村社	御館	中荘	(活字)	33
八幡神社○	村社	上田		(活字)	36
相見神社	村社	麦生		(活字)	39
八幡神社	村社	今浜		(活字)	40
若宮八幡神社	無格社	今浜		末森	
魚取神社	無格社	今浜			
日吉神社	村社	米出	(活字)		42
白山社○	村社	吉田	M13		43
神明社	村社	竹生野	(活字)		44
神明社	村社	宿	柏崎	M13	45
大国土命社	村社	敷浪*		T 2	47

*字敷浪はS30より志雄町

いが、石川県の神社明細帳で手書きのものはほぼ年月が記載されている。②鎮座地の移転、神社名の改変などが①の年月以降にあったことにより、明細帳が再調製されたもの。そうした改変が大正二年より前か後かで、書式が古いものか大正二年の省略版かに分かれる。③活字で印刷され、年月の付記が無いもの。筆者は一九四〇年代に再調製されたのではないかと先に注記した旧稿で推察していた。書式はもちろん、大正二年版である。

表1の五列目「記載年」は、このことを意味している。M13とあるのが①、(活字)とあるのが③である。②は一点だけで、柏崎村字敷浪の大国土命社が移転新築により明細帳を再調製している。書式は大正二年書式の省略版である。

二つ目。被合祀あるいは廃祀された神社明細帳が公簿として残るか廃棄されるかは、府県によって異なるが、石川県の場合は廃棄される。神社明細帳が残っていないなかったので、『神社編』によって表1に追記した末森村字今浜の無格社二社は、したがって、当該書が刊行された一九一八年以降に廃祀となったのであろう。この他にも、同じ旧村内で神社明細帳欄外に付された仮番号(表1の六列目)が飛んでいる場合は、被合祀あるいは廃祀された可能性がある。先に見たよう

に『押水町史』が嘉永五年時点で押水郷内に五八社があったとしているので、神社明細帳が調製され始めた明治一二年以前も以後も、他社への統合その他の理由で廃祀される神社は少なくともかったと推察される。

以上を踏まえ、表1で基本的なことのみに押さえておく。注7の旧稿で指摘していたので詳細はそちらを参照されたいが、石川県では内務省が神社合祀の方針を決めた明治三九年(二九〇六)に県告諭を出し、無格社廃祀と一大字一社という二大方針を郡村に対して通達している⁸⁾。

このうち社格については、神社明細帳が残っていない二社(表1の第六列、仮番号の無いもの)が無格社である以外は、全て村社とされている。

大字と神社数との対応については、北荘村は大字数(五大字)と神社数とが一致するので、この村は一大字一社であった。それに対し、北大海村(二〇大字)、中荘村(六大字)、柏崎村(五大字)は大字数が神社数より多くなっている。つまり、これら三旧村では神社無しの大文字がそれぞれ存在していたことになる。

一方で四大字の末森村は、明細帳の残っていない無格社を加えると、大字数より神社数が多かったことになる。とはい

え、大字今浜に三社あっただけで、大字今浜新には一社も無かった模様である。

後に神社明細帳および『神社編』以後の変化を見ることになるが、このように一大字一社でなかった大字に対する対処という要求があったのでは、と推察される。

(2) 現況

既に述べたように昭和二九年一月、羽咋郡の北大海村、北荘村、中荘村、末森村、柏崎村という五村三〇大字が合併し、押水町が誕生した。なお、後に柏崎村の五大字のうち敷波・敷浪の二大字が志雄町に分離・合併したため二八大字となったが、神社明細帳の成立はそれ以前であるので、先の表1は元の三〇大字の範囲としている。

明治末以降の神社合祀については次節で具体的に触れることもあり、ここでは旧押水町領域(二八大字時代)における神社の現況を表2として示す。典拠は、石川県神社庁の公式サイトである⁹⁾。

表1との違いを見る前に、手速比咩神社の鎮座地を二つの表で変えていることを付記しておく。周知のように同神社は山頂の上社と麓の下社とがある。活字による神社明細帳で手

表2 旧押水町域の神社・現況（石川県神社庁公式サイトより）

社名	鎮座地	旧村	氏子範囲
神明社	森本	北大海	森本
八幡神社	免田		免田
八幡神社	大海川尻		大海川尻
白山神社	坪山		坪山
諏訪神社	北川尻		北川尻
白山神社	冬野		冬野
細幡神社	正友		正友
菅原神社	紺屋町		紺屋
神明神社	東野	東野	
宝達神社	宝達口	北荘	紺屋町外, 宝達
金崎神社	山崎		平床, 山崎
神明社	河原		河原
日吉神社	小川	中荘	小川
御館神社	御館		御館
手速比咩神社	上田外		東間
八幡神社	上田外		上田
相見神社	麦生	末森	麦生
八幡神社	今浜		今浜
日吉神社	米出		米出
白山神社	南吉田	柏崎	南吉田
神明社	竹生野		竹生野
神明社	宿		宿

速比咩神社は、鎮座地を北大海村字東間とし、「社殿間敷」項目で本社の本殿・拝殿の記載に続いて、奥社について中荘村上田大字村外としている。『神社編』でも鎮座地を北大海村字東間としているので、表1では北大海村に入れていた。対して表2で典拠としている石川県神社庁の公式サイトでは、鎮座地を二つ併記し、先の上田外としているので、こちらでは旧中荘村に入れておいた。この手速比咩神社は戦前までの社格は村社であったが、延喜式内社とされるため、数多くの先行文献がある。祭神論も山頂と麓の社それぞれに複数ある。

とはいえ、鎮座地については先述の神社明細帳や『神社編』のように、山麓の東間を主と捉える見方が主流と思われる。東間鎮座説を主張するものに、『能登国式内等旧社記』¹⁰⁰、貞享二年の神社書き上げ、『加越能三州地理志稿』（一八三〇年脱稿か）、鈴鹿連胤『神社覈録』（一八七〇年完成）、栗田寛『神祇志料』（一八七三年刊）、『特選神名帳』（一八七八年手稿完成、なお東間村を鹿島郡とする）、森田平次によると推定される仮称『石川県神社誌』¹⁰¹、和田文次郎の『羽咋志』（一九〇九年）、竹内利通の『加賀能登式社私考録』¹⁰²（一九二八年）、などがある。

次に、手速比咩神社以外で表1と表2の違いを旧村別に見てゆく。

旧・北大海村については、この手速比咩神社が除かれた以外に、五社が表2に新たに加わっている。坪山の白山神社、冬野の白山神社、正友の細幡神社、紺屋町の菅原神社、東野の神明神社である。これらが新たに加わった経緯については神社合祀を扱う次節で補足的に考察するが、現時点では完全に解明できないことを予め記しておく。

旧・北荘村では、表1に出ていた澤（沢）川の村社愛宕社が見当たらない。石川県神社庁の公式サイトでは「沢川」（読みは「そつご）で検索できなくなっているのですが、この地名の氏子が存在しなくなったことを意味するかもしれない。Google Mapにこの地名を入力すると、領域の北側に「愛宕神社旧跡」と出るので、おそらく何らかの理由で廃祀となったと考えられる。同社は同じ石川県神社庁が一九七六年に刊行した『石川県神社誌』には三〇五頁に出いたので、廃祀となったとすればそれ以降ということになる。

旧・中荘村では、先に述べた手速比咩神社を追加したことで一社増えている。

旧・末森村は、神社明細帳の残されていない無格社二社が

消えている。これは、先にも推定したように、一九一八年刊『神社編』の後に何らかの経緯で廃祀されたと考えられる。

旧・柏崎村については、字敷浪の大国主命神社が昭和三〇年に志雄町所屬となったことにより除いたのみで、他は変わっていない。

以上見てきたように、表1から表2までの九〇年余りの間に、明らかに廃祀されたものが計三社、増えたのが五社となっている。もっとも前者については、表1において廃祀された神社の明細帳がもともと除かれているので、廃祀された合計が三社ということではない。この点については後者の増加分と併せて、次節で明治末の神社合祀を見ることにより再確認したい。

三 旧押水町域における神社合祀

表1の第一列に○を付けた神社が、神社明細帳に他社を合併した記載のあった神社となる。それらの神社についての合祀関連情報を、表3に纏めた。

なお、こうした合併の情報は石川県の神社明細帳の場合、前節（一）の表現で書式①では欄外に朱字で追記され、書式

表3 旧押水町における神社合祀の概要

社名	鎮座地	合併年	合併・ 移転先	被合併社の社格、数；社名	地種	境内坪数	供進社 指定年	M5 鎮座地戸数 (能登生産記)
諏訪神社	北大海村字北川尻	M40	本社	無格社1；八幡@同字	国	330	M39	123
手速比咩神社	北大海村字東間	M40	本社	村社4；菅原@字紺屋町，細幡@字正友，白山@字坪山，白山@字冬野	官	1000+900	M41	49
宝達神社	北荘村字宝達	M40	本社	村社1；神明社@同字	国	246	M40	124
神明社	北荘村字河原	M40	本社	無格社2；菅原，白山@同字	官	707	M41	78
御館神社	中荘村字御館	M40	本社	無格社1；山王@同字	国	425	M41	46
八幡神社	中荘村字上田	M40	本社	村社2；住吉@字三日町，日吉@字門前+無格社4；白山@字中野，寒之@字上田出，秋葉@字上田，春日@字上田	国	786	M39	108
白山社	柏崎村字吉田	M41	本社	無格社1；神明@同字	官+民	119+31	M43	75

③ではほとんどの場合、「由緒」項目に表形式で、被合併神社の情報が社名、社格、鎮座地、合併の許可と届出年月日などが付記される。もともと、手速比咩神社だけ活字の様式が他とは異なり、合祀についての表が無く、「由緒」項目の文言の中のみで合祀の子細が記されている。書式は、明治一二年のものに基づいている。一社のみの②(敷浪の大国主神社)は、今回の事例では他社を合併した記載が無かった。

まず、表3の第四列「合併・移転先」について。見られるように境内への移転はゼロであった。過去の拙稿のように(前掲注7)、能美郡の事例(小松市南郊外)では合併時に境内社として移転する場合が若干あったが、石川郡の事例(旧松任町周辺)では境内社どうしの合併、本社の境内社が本社に合併される例が見られたものの、他社の本社境内社への移転は無かった。このように、神社の統廃合において境内社を利用するかどうかには地域差が見られるが⁴³⁾、羽咋郡の本事例ではそれが皆無ということがある。

次に、石川県の明治三九年県告諭との対応について。この告諭が無格社廃祀と一大字一社を通過していたので、被合併神社が無格社で、合祀した神社(表3の第一列)と同じ大字である場合、この通達に即した合併ということになる。北川

尻の諏訪神社、河原の神明社、御館神社、吉田の白山社はこれに相当する。因みに、これら四社のうち北川尻の諏訪神社と御館神社(元の神明宮)は、冒頭で見たように一九世紀中頃には当山派山伏の和銅寺が、河原の神明社は同じく来光寺が、それぞれ管轄していた。

残りの三社は、同字の村社を合併している宝達神社、村社を含む大字の神社を合併している手速比咩神社と上田の八幡神社である。ここでも宝達神社(元の宝達山権現であろう)と上田の八幡神社は、かつて当山派和銅寺が支配していた。

以下、後の三社それぞれを検討してゆくが、過去の拙稿で利用した皇国地誌が羽咋郡については編纂されなかった。そこで、皇国地誌に替わるものとして、かなり情報量が少ないものの、近世村を継承した明治五年(一八七二)時点での村個々の戸数情報の載る『能登生産記』⁴⁴⁾を、適宜参照してゆく。表3には、他社を合併した神社の鎮座する村のこの年における戸数を、同資料によって九列目に記載しておく。

宝達神社・被合併社は同字の村社神明社とされている。神社明細帳の表形式の箇所では神明社の鎮座地を「字宝達」とするのみであるが、「由緒」では本社は元は神明社と称しており、「通称野田二鎮座ノ神明社ヲ合併シ宝達神社ト改称ス」

としている。『神社編』と同じ日置謙によつて前年に編まれた『羽咋郡誌』（一九一七年）四六七頁にも、旧称が神明社でこの時の合祀で現称に改称した件が載る。

先述のように、石川県の神社明細帳は廃祀された神社の分が捨てられるので（『羽咋郡誌』および『神社編』にも掲載されていない）、被合併社である同字（通称野田）の村社神明社について、これ以上は分からない。ということで、『能登生産記』の戸数情報を見ておく。

表3は他社を合併した神社のみを掲載しているが、これ以外の表1の範囲で『能登生産記』の戸数情報を調べると、最多が村社八幡神社（明細帳欄外の仮番号40）の鎮座する今浜村の二八七戸で、宝達神社の鎮座する宝達村の一四四戸はその半数を下回るものの、表1掲載神社の中では次点である。つまり、宝達村（明治二二年より大字宝達）が旧押水町域で比較的人口が多かったので、合祀がなされた明治四〇年までは村社が二社あった、ということであろう。合祀は、一大字一社という県告論の方針に従ったのだと考えられる。

上田の八幡神社・前節（2）でも見たように手速比咩神社については複雑な問題が種々絡んでくるので、先にこちらから検討する。

同社の活字による神社明細帳では、由緒の本文で合祀が触れられず、表形式で表3に示したような大字内外の計六社の合祀が記載されるのみである。この六社のうち、同じ大字上田の被合併社は、無格社秋葉神社と同春日神社の二社であった。つまり、この明治四〇年の合併時までは、大字上田内に村社一社と無格社二社があったことになる。『能登生産記』による上田村の戸数は表3のように一〇八戸で、先の大字宝達よりはやや少なめだが、旧押水町域としては戸数がそこそこであったことによると推察される。

被合併社でこの二社以外の四社であるが、表3の同神社についての第五列の順（神社明細帳「由緒」表形式部分の掲載順）で三日町、門前、上田出、中野は、それぞれが上田と同じ中荘村の大字であった。他のケースと同じように、この四大字にあった被合併社の神社明細帳は存在せず、『羽咋郡誌』および『神社編』にも立項されていない。

そこで、『能登生産記』における被合併社がかつてあった大字（明治五年時点の村）について、各々の戸数を見ておく。これは表3には出ていないが、三日町が六戸、門前が一七戸、中野が一戸、上田出が三八戸とされており、一〇八戸の上田より四者ともかなり少ない。このうち、中野と上田出の被

合祀社は無格社だったので、無格社廢祀の県告諭に従っただけ、と見ることもできるかもしれない。それに対して三日町と門前の両村社は、それぞれの鎮座地の人口が少ない為に大字を超えて合祀されたのではないだろうか。

このことで想起されるのは、前掲拙稿のうち石川郡の旧松任町を扱った由谷二〇二一年論文で、類似した例として石川郡比叡島村の大字上安田の郷社上安田八幡神社が大字福永の村社白山神社を大正四年に合祀した件について触れていた。当地では皇国地誌が残っており、合祀された側の大字福永の前身・福永村が六軒、人数三二、対して合祀した側の大字上安田の前身・上安田村は六四軒で三六一人であったことを報告していた（掲載誌八頁）。もともと、この例は郷社が他大字の村社を合祀したケースであり、上記頁では他に村社（中興村大字幸明の霞野神社）が他大字の村社（同村大字町の比咩八幡神社）を合祀したケースにも触れていたが、その場合は両大字（皇国地誌における村）の人口差はそれほどでもなかった（一九軒で一〇〇人の幸明村に対して、町村は一軒で六二人）。

ともあれ、『能登生産記』には人口が記載されていないのと同じような考察はできないものの、村社であっても他大字

の村社以上の社格の神社に合祀され、神社無しの大字が生まれることの考えられる背景として、その大字の人口が少ないことが推定されるのではないか。であるにしても、上田の八幡神社が含まれる中荘村は合計六大字から成っていたので、表1のようにもう一つの御館神社と併せて二社しか存置されなかった。つまり、神社無しの大字が四つ生まれたことになり、たとえそれら大字の人口が少なかったとしても、中荘村はかかなり強引に合祀を行った村だったということになる¹⁰⁾。

手速比咩神社…上記のように同社の神社明細帳は活字によるが、他の活字による明細帳とは形式が異なっており、「由緒」項目に合祀神社を示す表が無く、同項目本文で簡略に被合祀社を列挙するのみである。しかもこの「由緒」では、山上の神祠の銘であった「宝達大明神」を明治四〇年に手速比咩神社と合併して社号を手速比咩神社と称し、山上の社を奥社、山麓の社を本社とすることを記した後、「且」として他大字の四村社を合併した旨が短く触れられている。つまり、上下両社の合併のついでに行ったような書き方であった。

ともあれ、合併された四つの村社の元の大字は、表3の同神社第五列の通り紺屋町、正友、坪山、冬野であった。このケースでも廢祀された神社の明細帳は残されておらず、『羽

「昨郡誌」『神社編』にも上記四社の情報は掲載されていない。もつとも、『神社編』二二三頁では明治四〇年に山上の明神の「合併」を記したうえで、「且つ」表³と同じ四社を「合祀」したと出ており、『羽咋郡誌』四四六頁では「近年付近の五社を併合せり」とある。一社多い分が山上の宝達大明神を指すのかどうか。

『能登生産記』によれば、上記四大字（の前身の村）の戸数は、それぞれ五〇、一八、三七、五〇であり、手速比咩神社の本社が鎮座する東間が同書で四九戸とされているので、わずかではあるが紺屋町と冬野が上回っていた。これは先の上田八幡神社の合祀事情と異なる点であり、どう考えれば良いのだろうか。

このことで想起されるのは、前掲拙稿のうち由谷二〇二〇年論文で取り上げた旧・能美郡粟津村字井口の八幡神社（掲載誌一六八頁の表²、事例二〇社のうち⑩）の合祀経緯であろう。このケースでは、同じ粟津村内の別大字の村社五社が明治四一年に同社へと合祀されたが、ここでは皇国地誌が残っているでそれぞれの大字（明治二二年以前は村）の戸数と人口が分かる^⑩。その情報は上記論文に載せていないが、いま皇国地誌によると、合祀した方の神社のある井口村は

一九軒で八二人と出ている。対して合祀された五村社が鎮座していた大字は、日用、西荒谷、西原、白山田、小山田であった（能美郡に關しても、これら廃祀となった五社の神社明細帳は残されていない）。これら五大字の前身について皇国地誌を見ると、日用村は一五戸で五九人、西荒谷村は一〇軒で四〇人、西原村は九軒で三六人、白山田村は二九軒で二一人、小山田村は三三軒で一三九人となっている。

見られるように、合祀した方の八幡神社が鎮座する井口村（後の粟津村大字井口）と比べて、被合祀神社（それぞれ白山神社と八幡神社）がかつて鎮座していた白山田・小山田の方が、戸数人口とも上回っていた。そのことが原因なのかどうか不明であるが、明治四一年に大字井口の村社八幡神社に合祀された上記五大字それぞれの村社は、いずれも昭和二一年（一九四六）に「分離独立」したとされる^⑩。神社合祀研究で使われる用語では、復祀に相当するであろう。

一方、前節の（2）で神社明細帳および『神社編』より増加した神社として、旧北大海村で五社をあげていた（表²）。そのうち、坪山の白山神社、冬野の白山神社、正友の細幡神社、紺屋町の菅原神社という四社は、明治四〇年の手速比咩神社の上下社合併に伴ってその下社（本社）に合併されたこ

とが、活字で年次不記載の神社明細帳に記載されていた(表3)。つまり、これら四社は敗戦後に復祀したということであり⁸⁸⁾、先にも見たように被合祀社の鎮座地のうち冬野と紺屋町は、合併先の大字東間より明治五年時点では戸数が少しだけ多かった。

ここから、やや短絡的な推論となってしまうが、能美郡粟津村字井口の八幡神社への周辺五村社の合祀ケースにおいて、合祀した側の神社が鎮座する大字の戸数人口が、被合祀神社の大字の一部より少ないことが、敗戦後に復祀した背景の一つと考えられることに類似するのではないだろうか。

とはいえ、坪山の白山神社以下計四社の由緒を石川県神社庁の公式サイトおよび同庁の『石川県神社誌』(三二―八頁)で見ると、明治四〇年に手速比咩神社へ合祀されたことは記載されていない。この点は、神社庁サイトおよび『石川県神社誌』双方で、五社全ての由緒に「合併」が明記されている粟津のケースとは全く異なる。これら四社の神社明細帳が残されておらず、先述のように『羽咋郡誌』『神社編』にも立項されていない一方で、四社が明治四〇年に合祀されたことは手速比咩神社の神社明細帳にも上記両書の当該神社の項目にも明記されているので、四社が合祀により廃祀されたこ

とは史実として間違いない。したがって、少なくとも現在、これら四社の由緒で手速比咩神社に合祀されていたことが触れられないのは釈然としない。

前節(2)で増加した神社として旧北大海村でもう一社あげた東野の神明神社(表2参照)については、これも神社明細帳が残されておらず、『羽咋郡誌』『神社編』にも記載されていない。かつ、手速比咩神社の神社明細帳にも『羽咋郡誌』『神社編』にも、合祀した神社としては出ていない。にも拘わらず、『石川県神社誌』および石川県神社庁の公式サイトには、旧村社として由緒が記載されている⁸⁹⁾。

以上のように、廃祀された神社の明細帳を廃棄するという石川県の方針に起因する所が大であるが、旧北大海村の神社合祀および復祀については説明できない問題が少なからず残っている。

注

- (1) 末木文美士『近代日本の思想・再考Ⅲ 他者・死者たちの近代』(トランスビュー、二〇一〇年)、六一頁。同書には、『東日流外三郡誌』を論じたパートもある。

- (2) より詳しい情報が、山根キク『キリストは日本で死んでいる』（平和世界社、一九五八年）に記載されている。
- (3) 竹内文書のうち翻刻されて利用できるのは、八幡書店から刊行されている『神代秘史資料集成』の天の巻、地の巻、人の巻という三巻のみである。この他に、裁判の過程で失われたものがあるのではないかと推察される。
- (4) 小林伸浩「新宗教の日本イメーজ」（青木保・梶原景昭〈編〉『情報社会の文化Ⅰ 情報化とアジア・イメージ』東京大学出版会、一九九九年）。小林は、山根菊子の言説やそれが影響を受けた竹内文書の世界観を新宗教における「帝国」日本イメージと捉え、先例として出口王仁三郎の『靈界物語』と宗教真光の教義をあげて比較している。
- (5) 西克信『宝達山』（北荘国民学校、一九四三年）、参照。
- (6) 国文学研究資料館史料館（編）『社寺明細帳の成立』（国文学研究資料館、二〇〇四年）、参照。
- (7) 由谷裕哉「社寺明細帳による神社合祀の研究・小松市南郊外の事例」（『人間社会環境研究』第四〇号、二〇〇二年）、同「社寺明細帳と神社合祀―旧石川郡松任町的事例から―」（『神道宗教』第二六二号、二〇二二年）。
- (8) 『石川県史』第四編（石川県、一九三一年）、六八七頁。URLは以下の通り。 <https://www.ishkawa-jinjacho.or.jp/>
- (9) 作者不詳で承応年中（一六五二―一六五五）の成立とされる。『神祇全書』五輯（思文閣、一九〇八年）所収で、同書一三四頁に「大海郷東間村鎮座」、「大海一郷之惣社」などとある。
- (10) 小倉学氏が古書店で購入したものを、『神道大系神社編若狭・越前・加賀・能登』（神道大系編纂会、一九八七年）にこの題を付けて翻刻したもの。したがって、森田平次の著述というのも小倉氏の推定に留まる。同書六〇頁によると、「里俗、宝達明神ト称ス、同郡宝達山ハ神靈ノ鎮座所ニテ、押水郷内三十二ヶ村ノ惣社ナリ」と由緒では山頂の社を重んじているように見えるも、社名の前に「羽咋郡東間村鎮座」としている。
- (11) 表紙に「昭和三年大札記念出版」と明記された加越能史壇会の小冊子。その五頁に、「東間ニアリ手速比咩神ヲ祭ル」としつつ、「宝達明神ト云古シヘ山上ニアリシヲ後今ノ地ニ遷ス」云々、と記されている。
- (12) 前掲注(7)の由谷二〇二〇年論文で参照していたが、次の論文の埼玉県児玉郡の事例では、神社の統廃合において
- (13)

境内社の利用が比較的多く見られる。渡部圭一「北武蔵の集落神社と神社明細帳―神社整理とその帳簿管理を中心に―」（『埼玉民俗』第三四号、二〇〇九年）。

- (14) 『石川県史資料 近代編(5)』（石川県、一九八七年）、所収。明治二年（一八六九）より金沢藩に雇われ、同著述を作成の際は金沢県の調理役であったとされる中橋和之（一八四五―一九二九）の作。前半で、天領を除く鹿島郡より珠洲郡までの村別に、戸数と主要産物について記載している。

- (15) 前掲注(7)の由谷二〇二二年論文では、石川郡で事例とした地区における明治二二年以降の村によつては、本文で名前をあげた比叡島村や中奥村のように大字を超えた合併を強行した村があった一方、複数社が存置された大字が複数ある村（宮保村、御手洗村）も存在したことを示していた。つまり、これまでも神社合祀は府県および郡によつて方針がまちまちであったことが指摘されてきたが、村によつても対応差がかなりあったことを筆者は当事例から導いたのである。

- (16) 『石川県史資料 近代編(3)』（石川県、一九七六年）、六一―一八五頁、参照。

- (17) 次の文献に、小松市小山田町の八幡神社、同市白山田町の白山神社、同西原町の八幡神社、西荒谷町の八幡神社、

日用町の日用神社それぞれの写真、祭神、由緒が掲載されており、五社とも昭和二二年に井口の八幡神社から「分離独立」したと記されている。『菟橋神社誌』（同神社、一九九四年）、三二九―三三二頁。このうち、とくに西荒谷町の八幡神社の由緒では、井口村八幡神社に合祀されていた時代も、「従前のように祭礼は行われ社地社殿はそのままであった」（同書三三一頁）、とある。

- (18) 次の文献に、明治四〇年に山上の宝達大明神を合祀したのは指定村社に昇格するためであり、その際に同時に合祀した四社は、昭和二九年に分離独立したとある。『式内社調査報告 第二六巻 北陸道2』（皇學館大学出版部、一九八五年）、二五三頁。

(19) 石川県神社庁の公式サイトには、「宝永年間御館屋与三兵衛という者、伊勢神宮より勸請し、正徳年間に至り部落民一統崇敬し、神祠建立すると伝える」とある。『石川県神社誌』三一八頁も同文。

加能民俗研究

加能民俗研究

第五十四号

2023 54

天野武さんを悼む	小林 忠雄 … 1
西山郷史さんを悼む	小林 忠雄 … 3
奇書『梶井家鶉祭之由来記』を読む — 鶉祭は鶉飼と関係があるのか —	干場 辰夫 … 5
取り巻かれる死霊 — 加賀能登の幽霊騒動と幽霊画 —	大門 哲 …23
加賀万歳の演目の多様性について	東條さやか …41
宝達山麓（旧押水町域）における神社合祀・研究序説	由谷 裕哉 …53

編集後記

昨年は、本会に多大な貢献をされた天野武氏、西山郷史氏が相次いで逝去された。本号冒頭に小林忠雄会長による追悼文を置いたが、本欄においても、心から両氏のご冥福をお祈り申しあげます。

この追悼文以外では四本の論考を収めることができ、コロナウイルス禍で五二号（全五八頁）、五三号（全五四頁）と比較的薄い号が続いたのに比べ、七〇頁弱とようやく通常に戻りつつある。干場論文および東條論文は前号を引き継ぐ問題関心によると思われる、大門論文は幽霊譚、幽霊画といった課題に対する、前号に続く斬新な分析となっている。由谷論文は肝心の所（神社復祀）が未解明で、問題提起に留まってはいる。

それに比べて、『加能民俗』の編集は綱渡りであった。一月後半になっても原稿の集まりが悪く、下手をすると四頁で二つ折りリーフレットとなってしまう可能性もあった。事務局にお願いしてオンラインで連絡可能な会員に改めて投稿を呼びかけ、何とか通常の頁数で刊行することができた。急な要請に応えてご寄稿いただいた方々に、感謝申し上げます。

ウイルス禍が長く続くが、研究成果の公開については何とか打開策を見つけたいものである。

（編集幹事 由谷裕哉）

〈投稿要領〉

- 一. 「加能民俗研究」は一地域であっても、全国的視野に立つ考察をしたものを、お寄せ下さい。
 - 二. 原稿枚数四〇〇字詰原稿用紙で二十枚から三十枚まで（図・写真を含む）。
 - 三. ワープロ原稿も可。枚数・字数とも厳守。（超過は実費負担）
 - 四. 文献資料については、古文書のうち、民俗学に関係するもので、未復刻・未刊のものに限る。四〇〇字詰め原稿用紙十枚程度。
 - 五. 表記は現代かな遣い、常用漢字によるが、学術上やむを得ないものについてはその限りではない。
- 投稿の際、抜き刷り部数を付記して下さい。三十部を標準としますがそれ以上でも用意します。（但し実費負担）

加能民俗研究第五十四号

令和 五年三月二十二日発行

編集 加能民俗の会編集幹事会

発行 石川県金沢市出羽町三番一号

石川県立歴史博物館内（千九二〇・九六三）

加能民俗の会 会長 小林 忠雄

（振替口座）〇七五〇・九一・三三三三八

電話 （〇七六・二六二・三三三六）

印刷 株式会社谷印刷 金沢市中村町二八・四〇七六・二四二七二六七